

3 前項の場合における医療法施行規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

			第九条の二の三第一項第七号
第九条の二十四第一号口	確保	確保すること	確保並びに医療法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第百十号)以下(平成二十八年改正省令)と(平成二十八年改正省令)附則第五条第二項各号に掲げる措置
第二十二条の七第三号	確保	確保すること	確保し、並びに平成二十八年改正省令附則第五条第二項各号に掲げる措置を講ずること
			確保並びに平成二十八年改正省令附則第五条第二項各号に掲げる措置

告

二

○厚生労働省告示第二百四十六号
　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の二十三第一項第七号の規定に基づき高難度新規医療技術について厚生労働省告示
　第六条　この省令の施行の日以後平成三十年三月三十一日までの間に医療法第四条の三第一項の規定により臨床研究中核病院と称することについての承認を受けようとする者であつて改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号に規定する措置（専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。）を講ずることができないことがやむを得ない事情があるものに対するものに対する計画を厚生労働大臣に提出した場合に限り、同項第八号に掲げる書類（改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号に掲げる体制（専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。）を確保していることを証するものに限る。）は、前条第二項各号に掲げる措置の状況を証する書類をもつて代えることができる。

大臣が定める基準を次のように定める。
平成二十八年六月十日

厚生労働大臣臨時代理
國務大臣 加藤 勝信

医療法施行規則第九条の二十三第一項第七号ロの規定に基づき高難度新規医療技術について厚生労働大臣が定める基準

第一条 高難度新規医療技術（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第一条の十一第二項第四号に規定する高難度新規医療技術をいう。以下同じ。）を用いた医療を

提供する場合の診療科に関する規程に係る基準は、次の如きの事項を定めることとする。
一 診療科の長は、当該診療科において高難度新規医療技術を用いた医療を提供部する場合には、あらかじめ、規則第九条第一項第七号イに規定する部門（以下「担当部門」という）に次

当該高難度新規医療技術の提供の申出を行うこと。
うこと。
に接する事項を説明した書類を提出することにより

イ 当該高難度新規医療技術の有効性並びに合併症の重篤性及び発生の可能性等の安全性等の観点から、当該特定機能病院で当該高難度新規医療技術を用いた医療を提供することが既存の医

療技術を用いた医療を提供することと比較して適当である」といふ。

及び麻酔科医との連携の体制の確保の状況
当該協議会所見によれば、同様に市共十の市町は専門医（以下「専門等」）による

当院は第Ⅳ期大腸癌術を用いた治療を専門とする施設ではあるが、他の専門医師による治療も併せて実施する。この他の専門医師による治療としては、放射線治療、化学療法、免疫療法などがある。

二 患者に対する説明及び同意の取得の方法
二 診療科の長は、当該診療科において高難度新規医療技術を用いた医療を提供した全ての症例について、定期的に、及び患者が死亡した場合その他担当部門が必要とする場合には、担当部門に報告を行うこと。

第二条 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合の担当部門に関する規程に係る基準は、次に掲げる事項を定めることとする。

一 担当部門には、高難度医療技術を用いた医療の提供に関する経験及び知識を有する医師等を責任として配置すること。

二 担当部門には、手術を行う部門に所属する従業者を配置すること。

三 担当部門の長は、診療科の長から前条第一号の申出が行われた場合において、当該申出の内容を確認するとともに、次条第一号に規定する高難度新規医療技術評価委員会に対し当該高難度新規医療技術の提供の適否等について意見を求める。

四 担当部門の長は、前号の意見の求めに応じ、次条第一号に規定する高難度新規医療技術評価委員会が述べた意見を踏まえ、当該高難度新規医療技術の提供の適否等について決定し、前条第一号の申出を行つた診療科の長に対しその結果を通知すること。

五 担当部門の長は、特定機能病院の管理者（次号において単に「管理者」という。）に規則第九条の二十三第一項第七号ロの規定に基づき作成した規程（次号において単に「規程」という。）に定める事項の従業者の遵守状況を報告するため、当該高難度新規医療技術が適正な手続に基づいて提供されていたかどうかに閑し、定期的に、及び術後に患者が死亡した場合その他必要な場合には、診療報酬等の記載内容を確認すること。

六 第四号の決定をしたとき及び規程に定める事項の従業者の遵守状況を確認したときに、その内容について管理者に報告すること。

第三条 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合のその他の事項に関する規程に係る基準は、次に掲げる事項を定めることとする。

一 当該特定機能病院に、高難度新規医療技術の提供の適否等について意見を述べる高難度新規医療技術評価委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。

二 委員会には、高難度医療技術に関連のある診療科に所属する医師等、当該医師等と異なる診療科に所属する医師等及び規則第九条の二十三第一項第六号に規定する医療安全管理部門に所属する医師等を含めた三名以上以上の意見等を収容すること。

三 委員会の長は、前条第三号の意見の求めに応じ、当該高難度新規医療技術の提供に関する倫理的及び科学的な妥当性、当該特定機能病院で当該高難度新規医療技術を提供することの適切性並びに当該高難度新規医療技術の適切な提供方法について審査を行い、当該高難度新規医療技術の提供の適否及び提供後に報告を求める症例等について、担当部門の長に対して意見を述べること。

四 委員会に配置された医師等が第一条第一号の申出が行われた診療科に所属する場合には、当該医師等は前号の審査等を行わないものとする。この場合において、第二号の規定の適用については、同号中「医師等」とあるのは、「医師等（第一条第一項の申出が行われた診療科に所属する者を除く。）」とする。

○厚生労働省告示第二百四十七号

医療法施行規則（昭和二十四年五月厚生省令第五十号）、第九条の二十三第一項第八号ロの規定に基づき未承認新規医薬品等を用いた医療について厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十八年六月十日

厚生労働大臣臨時代理 国務大臣 加藤 勝信

医療法施行規則第九条の二十三第一項第八号ロの規定に基づき未承認新規医薬品等を用いた医療について厚生労働大臣が定める基準

第一条 未承認新規医薬品等（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第一条の十一第一項第四号に規定する未承認新規医薬品等をいう。以下同じ。）を用いた医療を提供する場合の診療科に関する規程に係る基準は、次に掲げる事項を定めることとする。

二 診療科は、当該診療科において未承認新規医薬品等を用いた医療による場合は、あらかじめ、規則第九条の二十三第一項第八号イに規定する部門（以下「担当部門」という。）に次に掲げる事項を記載した書類を提出することにより、当該未承認新規医薬品等の使用の申出を行ふこと。

三 一 当該未承認新規医薬品等の有効性並びに予測される有害事象の重篤性及び頻度等の安全性等の観点から、当該未承認新規医薬品等を使用することが既存の医薬品等を使用することと比較して適当であること。

口 当該未承認新規医薬品等を使用できる医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の制限その他の当該未承認新規医薬品等を使用するに当たり必要な条件（以下「使用条件」という。）

二 患者に対する説明及び同意の取得の方法

白い方で馬鹿がタマトの代物を販賣する事に付く。

二条 未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合の担当部門に関する規程に係る基準は、次に掲げる事項を定めることとする。

号に規定する医療機器安全管理責任者を責任者として配置すること。

三 指定音声には複数の語彙和の因縁等を含むこと

を確認するとともに、次条第一号に規定する未承認新規医薬品等評価委員会に文して、当該未承認新規医薬品等の使用の適否及び使用条件等について意見を求めること。

担当部門の長は、前号の意見の求めに応じ、次条第一号に規定する未承認新規医薬品等評価委員会が述べた意見を踏まえ、当該未承認新規医薬品等の使用の適否及び使用条件等について決定

前条第一号の申出を行つた診療科の長に対し、その結果を通知する」と

の二十三第一項第八号の規定に基づき作成した規程（次号において単に「規程」という）に定める事項の従業者の遵守状況を報告するため、当該未承認新規医薬品等が適正な手続に基づいて

使用されていたかどうかに關し、定期的に、及び使用後に患者が死亡した場合その他必要な場合には、診療録等の記載内容を確認すること。

六 第四号の決定をしたとき及び規程に定める事項の従業者の遵守状況を確認したときに、その内容について管理者に報告する」と。

三條 未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合のその他の事項に係る基準は、次に掲げる事項を定めることとする。

当該特定機能病院に、未承認新規医薬品等の使用の適否等について意見を述べる未承認新規医薬品等評議委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。

等、当該医師等と異なる診療科に所属する医師等及び規則第九条の二十三第一項第六号に規定す

する薬剤品を配置する」。

的及び科学的な妥当性及び当該未承認新規医薬品等の適切な使用方法について審査を行い、当該

未育認養夫因葉落等の使用の適否
門に対して意見を述べること。

医師等は前項の審査等を行わないとものとする。」との場合においては、同号中「医師等を」とあるのは、「医師等（第一条第一項の申出が行われた診療科に所属する者を除く）」を意味する。

諸事項

破産手続開始及び免責許可申請に關する旨述期間
立て

この破産事件について、以下のとおり

相　　聲	
破産手続開始及び免責許可申立に関する意見申述期間	
債務者	岡部　昌司
債務者	荒井　真一
1	決定年月日時 平成28年5月24日午後4時
2	主文 債務者について破産手続を開始する。
3	破産管財人 弁護士 大津 啓二
4	財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成28年8月16日午前11時30分
5	免責意見申述期間 平成28年8月2日まで 福岡地方裁判所第4民事部
平成28年(フ) 第228号	宮城県宮城郡利府町森綱字土橋12番地7
債務者	大分県別府市西野口町7番14号 バールハイツ西野口206号
債務者	松下こと 許　君子
1	決定年月日時 平成28年5月27日午後5時
2	主文 債務者について破産手続を開始する。
3	破産管財人 弁護士 梶塚 功照
4	財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成28年9月14日午後1時30分
5	免責意見申述期間 平成28年8月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
平成28年(フ) 第69号	大分県別府市西野口町7番14号 バールハイツ西野口206号
債務者	松下こと 許　君子
1	決定年月日時 平成28年5月30日午後1時
2	主文 債務者について破産手続を開始する。
3	破産管財人 弁護士 森脇 宏
4	財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成28年8月29日午後1時30分
5	免責意見申述期間 平成28年8月1日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
平成28年(フ) 第79号	大分市大字津守1075番地の5 (シャルマンZ)
債務者	青木 健
1	決定年月日時 平成28年5月30日前10時
2	主文 債務者について破産手続を開始する。
3	破産管財人 弁護士 清本 高史
4	財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成28年8月8日午後1時30分
5	免責意見申述期間 平成28年8月1日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
平成28年(フ) 第655号	福岡県糟屋郡志賀町上須恵1322-38、住民票上の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗2664番地7
債務者	桑野都美緒
1	決定年月日時 平成28年5月23日午前11時
2	主文 債務者について破産手続を開始する。
3	破産管財人 弁護士 柴牟田洋志
4	財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成28年8月17日午後1時15分
5	免責意見申述期間 平成28年8月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部
平成28年(フ) 第19号	埼玉県秩父市中町13番3号
債務者	野澤 弘
1	決定年月日時 平成28年5月27日午後5時
2	主文 債務者について破産手続を開始する。
3	破産管財人 弁護士 石井 智章
4	財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成28年8月26日午前11時
5	免責意見申述期間 平成28年8月12日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成27年(フ) 第5284号	大阪市住吉区我孫子西2丁目11番16号
債務者	辻本憲太朗
1	決定年月日時 平成28年5月27日午後3時
2	主文 債務者について破産手続を開始する。
3	破産管財人 弁護士 中弘 剛
4	財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成28年8月25日午後2時
5	免責意見申述期間 平成28年8月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部